



決	校 長	教 頭	担当者	文書係
裁				 4-2-21

22高小中第2123号
平成23年3月2日

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長
（ 公 印 省 略 ）

期限付講師等の健康保険被保険者証返却及び全国健康保険協会
の保険料率について（依頼）

このことについて、下記のとおり周知していただきますようお願いいたします。

なお、健康保険被保険者証の適正な取扱いについては、平成22年4月1日付け22高小中第2号及び平成22年8月13日付け22高小中第1012号で通知しているところですが、退職等による資格喪失後に、誤って被保険者証を使って医療を受けている事例があり、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）から指摘を受けています。

つきましては、資格喪失後の取り扱いについて、再度、期限付講師等に周知徹底をお願いします。

記

1 健康保険被保険者証の返却について

- （1）退職後、2日以内に小中学校課に返却（必着）すること。
- （2）退職後は、健康保険被保険者証は使用できません。ただし、退職日までは使用可能です。
- （3）資格喪失した時の健康保険被保険者証の使用については、別添のQ&Aを参照してください。

2 協会けんぽの保険料率について

平成23年3月分から保険料率が変わります。

（1）健康保険料率

現行 9.38% → 3月分から 9.55%

（2）介護保険料率

現行 1.50% → 3月分から 1.51%

<担当>

高知県教育委員会事務局小中学校課

総務担当 西内

TEL 088-821-4735

FAX 088-821-4926

資格喪失した時の被保険者証の使用Q & A

Q 1 月の途中で退職しました。月はじめに一度医療機関に被保険者証を提示しているので、その月いっぱい協会けんぽで医療を受けられますか？

A 1 いいえ。協会けんぽの被保険者証を使えるのは退職日までです。

(退職後は、任意継続、国保、家族の被保険者等何かの保険制度に加入し新しい被保険者証の交付を受ける必要があります。)

同じ月でも被保険者証が変わった場合は、必ず医療機関に被保険者証を提示してください。万一、新しい被保険者証の提示をせずに医療を受けてしまった場合は速やかに医療機関あてにご相談いただきその指示に従ってください。

Q 2 新しい会社に就職しましたが、会社から新しい被保険者証を受け取るまでに時間がかかりますので、それまでは任意継続の被保険者証を使用してもいいでしょうか？

A 2 いいえ。新しい会社の資格取得日以降、任意継続の被保険者証は一切使用できません。このようなケースの際は、一度全額負担していただき、事後に新しい保険者あてに療養費の請求をしていただくことになります。

Q 3 退職後も同じ傷病なら、今の被保険者証をしばらく使えると聞きました。使用は可能でしょうか？

A 3 以前は「継続療養」という制度がありました。しかし、その当時でも届け出が必要であり、被保険者証は返却し、それに代わるものが交付されていました。なお、この制度は平成 15 年 3 月で廃止されています。従って喪失日以降は、必ず次の保険制度の被保険者証で受診する必要があります。